

本学を受験される皆様へ

## ご出願および入学手続におけるお振込について

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)及び同法施行令等の改正により、10 万円を超える現金送金などを行う際に送金人の本人確認等を義務付けられることとなりました。(平成 19 年 1 月 4 日施行予定)

このため、**本学受験に際して各金融機関において 10 万円を超える入学検定料、一次及び二次手続金をお振込される場合**には、次のような取り扱いとなりますのでご注意ください。

### ● 現金でお振込を行う場合

**金融機関窓口にて、お振込される方の本人確認を求められます。**お振込の際には、運転免許証、健康保険証、パスポートなどの**本人確認書類をお持ちください。**

なお、振込依頼書記載の氏名(受験される方)とお振込される方(保護者の方など)が異なる場合には、両者の本人確認を求められることがあります。(詳しくはお振込をされる金融機関にお尋ねください。)

また、ATMでは10万円を超える現金のお振込ができません。**入学検定料が10万円を超える場合は、金融機関窓口(本人確認書類持参)もしくはコンビニエンスストアでの入学検定料納入システムをご利用ください。**

なお、合格後の一次及び二次手続金は必ず所定の振込依頼書にて金融機関窓口にてお振込みください。ATMでのお振込みはできません。

### ● 預貯金口座を通じてお振込みを行う場合

金融機関窓口・ATM(**一次及び二次手続金はお振込みできません**)のいずれにおいても、**従来どおりお振込いただくことができます。**(本人確認手続きがお済みでない場合、お振込できない場合があります)

※この取り扱いに関する詳細につきましては、金融庁ホームページをご覧ください。または金融機関にご確認ください。

金融庁のホームページ：<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>